

市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システム設置促進事業

募集要項

平成27年 5 月

吹田市

## 【目次】

1	事業の目的	1
2	事業概要	1
3	基本的条件	2
4	提案スケジュール	5
5	応募資格	5
6	参考図書 <sup>1</sup> の交付	6
7	現地確認	7
8	質問の受付期間	7
9	参加表明書及び辞退届の提出	8
10	企画提案書の提出	8
11	審査方法等	11
12	事業者の決定	12
13	選定後の手続き	13
14	失格事由	13
15	留意事項	13
16	担当窓口	14

別紙1：対象施設一覧

別紙2：予想されるリスクと責任分担

別紙3：構造上の安全を証する書類について

## 1 事業の目的

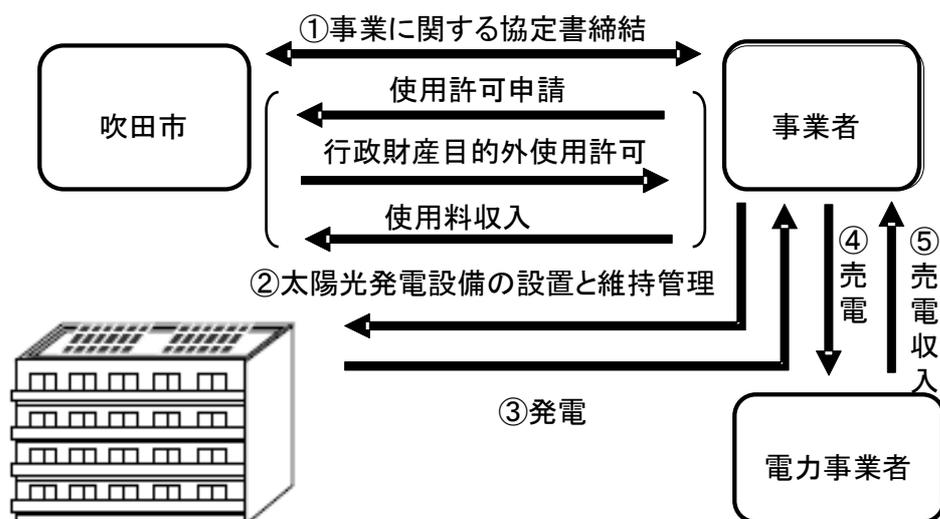
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）により、国は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を推進している。

吹田市（以下、「市」という。）は、平成26年（2014年）3月に吹田市第2次環境基本計画の改訂を行っている。この改訂の中で、エネルギー分野の目標として「限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換」とし、平成32年度（2020年度）までに市域の年間エネルギー消費量を平成2年度（1990年度）比で25%削減するという目標値を掲げ、再生可能エネルギーの導入拡大を推進している。

この様な背景から、市では地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく許可を受けて市有施設の屋根、屋上その他の場所（以下、「屋根等」という。）に太陽光発電設備を設置する事業（以下、「本事業」という。）を行い、市域での再生可能エネルギー導入拡大をめざすこととする。

## 2 事業概要

本事業に参加しようとする者は、市が指定する市有施設の中から構造上の安全性や採算性が確保できると見込まれる施設を選択し、市に企画提案書を提出する。審査の結果、本事業の事業者として決定された者（以下、「事業者」という。）は、市と本事業に関する協定書を締結したうえで、市有施設の屋根等に係る行政財産目的外使用許可を受け、使用料を納付して、市有施設の屋根等を借り受け、本事業を行うものとする。



### 3 基本的条件

#### (1) 対象施設

本事業の対象施設（以下、「対象施設」という。）は、別紙1に示す。提案事業者は、別紙1の対象施設の中から太陽光発電設備の設置を希望する施設を選定すること。なお、対象施設ごとに事業候補者を決定する。

#### (2) 太陽光発電設備の設置容量

太陽光発電設備の設置容量は、提案事業者の提案による。

#### (3) 事業期間

売電の期間は、事業者の提案により20年以内とする。市が対象施設の屋根等の使用を許可する間は、前記売電の期間の他、太陽光発電設備の設置に要する期間や撤去及び原状回復に要する期間を含め、これを事業期間とする。

#### (4) 行政財産目的外使用

行政財産目的外使用許可の期間は5年間とし、事業期間の間、更新手続きを行うものとする。

#### (5) 屋根等使用料

屋根等使用料は、事業者の提案による。年間の使用料は、次の算式により求めた金額とする。

年間の屋根等使用料＝提案した単位面積当たりの金額×使用する面積（小数第3位以下は切り捨て）

※使用する面積の算定については、対象施設の屋根等に、本事業の目的で設置する機器・配線・支柱等の使用面積（水平投影面積）の合計とする。

ア 使用料の支払いは、1年分を毎年市が指定する期日までに前納するものとする。

イ 年度途中の使用開始又は終了の場合は、使用の日から又は終了の日までの年間の使用料を日割り計算し、市が指定する期日までに前納するものとする。

ウ 使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

エ 納付した使用料は、還付できないものとする。

#### (6) 太陽光発電設備及び設置方法に係る条件

ア 太陽光発電設備の設置に当たっては、次に掲げる事項を順守すること。

(ア) 太陽光発電設備の維持管理に加え、対象施設の屋根等に設置済みの他の設備等のメンテナンスに支障を生じない計画とすること。

(イ) 既設備の改修（アンテナの移設、TV配線の切り回し等）を伴わない計画とすること。

(ウ) 設置場所敷地内及び設置場所周辺建物等へ光害等の被害を起こさないよう、十分配慮した設計施工とすること。また被害を及ぼした場合は、

事業者の責任により対応すること。

(エ) 設置場所敷地内及び設置場所周辺建物等へ太陽光発電設備下部等に鳥獣が巣を作り糞害等の被害を起こさないよう、十分配慮した構造とすること。また、被害を及ぼした場合は、事業者の責任により対応すること。

イ 太陽光発電設備の設置検討及び施工については、次に掲げる事項を順守すること。

(ア) 対象施設の屋根等に対する積載荷重及び風荷重等に関する考え方は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条の3及び第39条によるものとし、建築図面等を確認するとともに、現地視察状況を加味し、事業者決定後は構造上の安全を証する書類を提出すること。

(イ) 「一級建築士」又は建築一式工事に係る「監理技術者もしくは主任技術者」が対象施設の屋根等の施工管理を行うこと。

(ウ) 太陽光発電設備の落下や設置に起因する雨漏り等が生じないよう、十分な措置を講じること。また、太陽光発電設備の設置に伴い市又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任で対応すること。

ウ 電気設備工事については、次に掲げる事項を順守すること。

(ア) パワーコンディショナ等の設置場所は、施設管理者との協議によること。

(イ) 太陽光発電設備に係る配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定のうえ、施設管理者との協議によること。

(ウ) 太陽光発電設備の設置に際しては、対象施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、施設管理者と事前協議を行い、その指示に従うこと。

(エ) 災害時や停電などの非常時には、太陽光発電による電力を、設置した対象施設が無償で使用できるように、防災コンセント（単相100V、2個口）を1箇所設置すること。設置場所は、一般の立ち入りが容易な場所とし、施設管理者との協議によること。

#### (7) その他の留意事項

ア 本事業を行う事業者は、次に掲げる事項を順守すること。

(ア) 太陽光発電設備に係る設計、材料、工事、各種協議及び本事業に関係してその他関係法令に基づき必要な手続き等に係る一切の費用は事業者の負担とする。また、申請者が市となる手続きについても資料作成等に協力すること。

(イ) 太陽光発電設備に係る設計、材料、施工、維持管理に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令を順守すること。

- (ウ) 事業者は、対象施設及びその周辺地域の居住者に対して、工事内容及び安全対策等についての周知を行うこと。また、周知を行う際には、事前に市まで上記に係る内容及び日程等について通知したうえで実施すること。
  - (エ) 設置工事に伴い必要となる近隣への説明並びに近隣への騒音、振動、ほこり等の工事公害及び太陽光発電設備を設置したことに起因する周辺への影響に対する対策及び対応は、事業者の責任において行うこと。
  - (オ) 設置工事の実施時期や期間等によっては、利用者等の安全性を考慮し、施設管理者と調整のうえで仮囲いその他の対策を講じること。
  - (カ) 日常点検、メンテナンス等、太陽光発電設備に係るすべての維持管理は事業者が行うこと。なお、毎年台風シーズン前に点検を行い、点検結果を市へ提出すること。不具合が生じている場合については、事業者の負担で補修等を行うこと。また、地震等の発生後又は台風等の通過後は、原則として、太陽光発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止及び安全対策に万全を期すこと。
  - (キ) 天候による発電量の変動、太陽光発電量の減衰等、発電量に関するリスクはすべて事業者が負うこと。なお、屋根等使用料の変更は行わない。
  - (ク) 売電期間終了時には、事業者の負担と責任において設置した太陽光発電設備を撤去し、屋根等を原状に回復して使用部分を返還すること。返還時には、市に回復状況の確認を受けること。ただし、施設管理者が設備の無償譲渡を認める場合は、この限りでない。
  - (ケ) 市の都合により屋根等の防水改修工事又は空調設備等の大規模改修工事を行う場合にあつて、これらの工事に支障があるときは、事業者の負担により太陽光発電設備の一時撤去・保管及び再設置を行うこと。ただし、その期間の屋根等の使用料は減免するが、売電料の補償は行わない。なお、事業者に対して事前に工事内容及び時期についての説明を行う。この説明に対して事業者は意見を述べることができ、市は合理的かつ可能な範囲で対応するものとする。
  - (コ) 事業遂行に当たって必要と考える損害保険や賠償責任保険に加入すること。
  - (サ) 本事業によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡することは禁ずる。ただし、市から事前に承諾を得た場合は、この限りでない。また、太陽光発電設備を第三者に貸与、担保等の目的に供してはならない。
  - (シ) やむを得ず事業が継続できない場合は、速やかに通知し、事業の譲渡・廃止について市と協議すること。
- イ 太陽光発電設備設置工事の際、作業ヤード、資材置場の用地等については、事業者自らの負担により確保するものとする。ただし、施設管理者

と協議のうえ、対象施設内で確保できる場合は、行政財産目的外使用許可等の必要な手続きを行うものとする。

ウ 事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋根等の立ち入りに支障を生じないようにすること。なお、その場合の感電防止等の安全対策を講じること。

エ 太陽光発電設備の設置及び管理に当たっては、施設管理者と協議するとともに、施設の構造、設備等に損害を与えないよう十分注意すること。万が一損害が生じた場合は、事業者の責任において速やかに原状回復すること。

オ 太陽光発電設備の発電量実績や事業収支の状況等を定期的に市に報告すること。

カ 対象施設の統廃合等により、やむを得ず太陽光発電設備の移設又は撤去が必要となる場合は、市は事業者に設備の移設又は撤去を求めることができるものとする。この場合の費用は、相互協議のうえ、決定する。

キ 太陽光発電設備に賦課される公租公課は、事業者において負担すること。

ク 太陽光発電設備には、発電した電力量を日常的に確認できる表示モニターを対象施設内に設置すること。表示モニターの設置場所は、施設管理者との協議による。

#### 4 提案募集スケジュール

(1) 募集要項の公表期間	平成27年5月25日(月)～7月31日(金)
(2) 参考図書交付	平成27年6月10日(水)～7月1日(水)
(3) 現地確認受付	平成27年6月17日(水)～6月26日(金)
(4) 現地確認	平成27年6月22日(月)～7月1日(水)
(5) 質問受付	平成27年6月22日(月)～7月1日(水)
(6) 質問回答	平成27年7月10日(金)
(7) 参加表明書受付日	平成27年7月13日(月)～7月17日(金)
(8) 辞退届受付日	平成27年7月21日(火)～7月24日(金)
(9) 提案書受付日	平成27年7月27日(月)～7月31日(金)
(10) 選定委員会	平成27年8月中旬
(11) 事業者の決定	平成27年8月下旬

#### 5 応募資格

次に掲げる事項にすべて該当していること。

- (1) 提案者は、本事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有する単独企業、法人格のある団体（以下、「法人等」

- という。)又はグループ(複数の法人等の共同)とする。
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度を利用して、電気事業者に売電する目的で太陽光発電設備設置事業を行う者であること。
  - (3) 企画提案する対象施設に現地確認をしている者であること(グループで応募する場合は、グループを構成する事業者のうち1社以上が現地確認をしていること)。
  - (4) 大阪府内に本社、本店又は支店若しくは事業所を置く者であること。
  - (5) 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税並びに固定資産税を滞納していないこと。
  - (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
  - (7) 吹田市暴力団の排除等に関する条例(平成24年吹田市条例第50号)第8条第2号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
  - (8) 本市入札参加停止基準に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
  - (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく申立てがなされていないこと。

## 6 参考図書の交付

### (1) 申込方法

申込みは、参考図書交付申込書(様式1-1)を市の指定する日時に持参する方法による。事前に、次の市の電子メールアドレス宛てに、所属(団体名、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)及び希望日時((2)に示す交付期間のうちから複数提示のこと)を明記して、送付すること。なお、メールのタイトルは「市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システム設置促進事業の参考図書交付申込み」とすること。メールの受信確認後、記載された連絡先に、市から日程の連絡を行う。

環境部 環境政策室 [env-seisaku@city.suita.osaka.jp](mailto:env-seisaku@city.suita.osaka.jp)

### (2) 交付期間

平成27年6月10日(水)～7月1日(水)(土日を除く。)

### (3) 交付方法

提出されたCD-Rへのデータの複製及び図書の閲覧による。詳細は様式1-1の留意事項を参照のこと。

### (4) 注意事項

参考図書(建築図、電気設備図等)の中には、提案書の作成に必須と思われる情報を含むことから、提案書を提出する者は(2)に示す交付期間内に必ず交付を受けること。なお、図面と現況が異なる場合は現況優先となるため、現地確認の際に現況を確認すること。

## 7 現地確認

対象となる施設を下記の日程で現地確認する機会を設ける。

### (1) 実施期間

平成27年6月22日（月）～7月1日（水）（土日を除く。）

### (2) 申込方法

ア 受付期間 平成27年6月17日（水）～6月26日（金）

イ 提出書類「現地確認参加申込書」（様式1-2）を環境政策室へ電子メールにて提出すること。また、電話及びファックス、持参、郵送等は不可とし、下記の電子メールアドレス宛に送付する方法による。

環境部 環境政策室 [env-seisaku@city.suita.osaka.jp](mailto:env-seisaku@city.suita.osaka.jp)

なお、メールの件名は、「市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システム設置促進事業の現地確認申込み」とすること

### (3) 留意事項

ア 現地確認を実施する日時については、参加申込後に環境政策室と別途協議することとする。

イ 参加人数は、1事業者2名までとする。

ウ 駐車場に限りがあるため、車で来場する場合、1事業者当たり1台までとする。

エ 原則として、現地確認の際は質問を受け付けない。

オ 雨天、強風等により屋根への昇降、移動が危険と判断されるような天候の悪化等に際しては、一時的に現地確認を中止する場合がある。

## 8 質問の受付期間

(1) 質問は、質問書（様式1-3）により提出すること。次の市の電子メールアドレス宛てに、所属（団体名、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を明記して、送信すること。電話、FAX、持参及び郵送等は不可とする。なお、メールのタイトルは「市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システム設置促進事業に関する質問」とすること。

環境部 環境政策室 [env-seisaku@city.suita.osaka.jp](mailto:env-seisaku@city.suita.osaka.jp)

### (2) 受付期間

平成27年6月22日（月）～7月1日（水）

### (3) 回答日

平成27年7月10日（金）

回答は文書で行い、口頭による個別対応は行わない。なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。なお、回答は、現地確認事業者すべてにメールで送信する。

## 9 参加表明書及び辞退届の提出

### (1) 参加表明書の提出方法

提案書を提出する者は、事前に必ず様式1-4による参加表明書を提出すること。

ア 受付期間 平成27年7月13日(月)～7月17日(金) (土日を除く。)  
午前9時から午後5時30分まで

イ 提出方法 持参のみ

ウ 提出先 吹田市泉町1丁目3番40号  
吹田市役所高層棟2階(29番窓口) 環境部 環境政策室

### (2) 辞退届の提出方法

参加表明書を提出した者で、その後都合により参加を断念する場合は、辞退届(様式不問)を提出すること。

ア 受付期間 平成27年7月21日(火)～7月24日(金)  
午前9時から午後5時30分まで

イ 提出方法 持参のみ

ウ 提出先 吹田市泉町1丁目3番40号  
吹田市役所高層棟2階(29番窓口) 環境部 環境政策室

## 10 企画提案書の提出

### (1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 平成27年7月27日(月)～7月31日(金)  
午前9時から午後5時30分まで

イ 提出方法 持参のみ

ウ 提出先 吹田市泉町1丁目3番40号  
吹田市役所高層棟2階(29番窓口) 環境部 環境政策室

エ 注意事項 「参加表明書の提出」の手続きがなされていない者の提案書は受付けない。

### (2) 提出書類

ア 応募申込書(様式2-1)

グループで参加の場合は、代表企業名で作成すること。

イ グループ構成表(様式2-2)

グループとして応募する場合は、提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にするとともに、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の写しを添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員(予定)、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

ウ 履行保証書（様式2-3）

代行企業に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

エ 誓約書（様式2-4）

吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

オ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、平成27年7月31日の3ヶ月前までに発行されたもの。ただし、登録印鑑の変更をした場合には、変更後の証明書を提出すること。

カ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で平成27年7月31日の3ヶ月前までに発行されたものを綴じたもの。なお、写しでも可。

キ 納税証明書

下記（ア）、（イ）について各1通ずつ綴じたもの。写しでも可。

平成27年7月31日の3ヶ月前までに発行されたもの。

（ア）国税にあつては、最新決算年度の確定申告分の法人税の納税証明書を提出すること。

（イ）市税にあつては、法人市民税及び固定資産税の納税証明書を提出すること。

- ・最新年度分の証明書の提出が必要。
- ・本市に納税義務がない場合は、本社・本店又は主たる事業者の所在地の納税証明書。
- ・納付期限未到来分があるものを除き、納付期限到来分について完納した証明が必要。

ク 財務諸表

直近3か年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単位その他、連結決算分も提出すること。なお、写しでも可。

また、提案者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書（報告書を作成していない場合は、税務申告書）の写しを併せて提出する。その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

## ケ 企業概要

様式3-1から様式3-4を提出すること。なお、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の企業概要も添付すること。なお、様式3-1に関しては、通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。

## コ 役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）

## サ 企画提案書

企画提案の内容を様式4-1～8-2 に従い提出する。

- ・様式4-1：企画提案書目次
  - ・様式4-2-1：提案の基本方針・概要、その他アピールポイント等
  - ・様式4-2-2：契約予定の損害保険等について
  - ・様式4-2-3：設計・工事等の品質管理について
  - ・様式4-2-4：工事期間中の配慮（騒音・振動対策、安全対策等）について
  - ・様式4-2-5：維持管理体制について
  - ・様式4-2-6：施設（利用者）へのメリット（環境啓発等）について
  - ・様式5-1：資金計画等
  - ・様式5-2：経営収支計画表
  - ・様式6：設置提案施設・設備及び屋根等使用料の一覧
  - ・様式7：太陽光発電設備の配置図
  - ・様式8：太陽光発電設備設置に対する積載荷重及び風荷重等の確認
- ※グループで応募する場合は、すべての構成員に係るエからコまでの書類を添付すること。

## （3）提出部数

原本1部、写し10部 \*A4版で統一し、ページ数を付して編綴すること。

## 11 審査方法等

### （1）審査方法

企画提案書に基づき、市が設置する「吹田市太陽光発電設備設置事業者選定委員会」が審査を行う。審査における検討結果を基に、市が事業者を決定する。

(2) 審査基準

ア 基礎審査：安全性の確認として、次のとおり基礎審査を行う。

評価項目		審査基準	配点
安全性への配慮	積載荷重及び風荷重等に関する考え方は適切で、安全性を考慮された提案がされているか。	様式8に基づき審査を行う。	—

備考：基準を満たさない場合は失格とし、基礎審査を通過した提案については、次の提案審査を行う。

イ 提案審査：次のとおり提案審査を行う。

評価項目		審査基準	配点
①	環境	太陽光発電設備容量(kW)はいくらか。	(当該数値/最高値)×配点 20
②	財政	事業期間中の市の収入額はいくらか。	(当該数値/最高値)×配点 10
③	事業計画	提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できるか。	10:信頼性が高い 8:信頼性がやや高い 6:中程度である 4:やや信頼性が低い 2:信頼性が低い 10
④		事業収支の見込み等を考慮して、適切な事業計画がなされており、当該計画が信頼できるか。	10:信頼性が高い 8:信頼性がやや高い 6:中程度である 4:やや信頼性が低い 2:信頼性が低い 10
⑤	施工計画	工事施工に係る工事箇所の防水及び基礎の施工工法に対する具体的で十分な提案があるか。 契約を予定している損害保険等の具体的で十分な提案があるか。	30:大いにある 24:やや大である 18:中程度である 12:やや乏しい 6:乏しい 30
⑥		優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、発電を開始できる十分な信頼性があるか。	5:信頼性が高い 4:信頼性がやや高い 3:中程度である 2:やや信頼性が低い 1:信頼性が低い 5

⑦		工事期間中の配慮（騒音・振動対策、安全対策等）について具体的で十分な提案があるか。	10:大いにある 8:やや大である 6:中程度である 4:やや乏しい 2:乏しい	10
⑧	その他	維持管理体制の提案に具体性・妥当性があるか。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや乏しい 1:乏しい	5
⑨		より多くの施設に太陽光発電設備を導入していくに当り、設置個所数の提案がされているか。	(提案施設数/全施設数) × 配点	35
⑩		総合的または著しく評価できる提案がされているか。 (災害時の対応、環境啓発等)	20:大いにある 16:やや大である 12:中程度である 8:やや乏しい 4:乏しい	20
合計				155

備考：提案者の経営状況や資金調達計画が不良の場合は、失格とする。

事業期間において、事業者の利益総額が赤字となり事業が成立しない提案は、失格とする。

## 12 事業者の決定

市は、「吹田市太陽光発電設備設置事業者選定委員会」の審査の結果を基に、対象施設ごとに事業候補者を決定する。結果については、それぞれの提案者に対し平成27年8月下旬までに書面により通知する。

また、事業候補者が辞退、もしくは内定を取り消された場合には、次順位の提案者を内定とし、繰り上げ内定となった提案者に通知を行うものとする。

## 13 選定後の手続き

### (1) 協定の締結

選定された事業者は、市との間で事業に関する協定書を締結するものとする。事業者が協定書に定める義務を履行しない場合は、当該協定を解除することがある。

(2) 行政財産目的外使用許可の申請

事業者は、施設の使用に関する行政財産目的外使用許可の手続きについて、対象施設の行政財産管理者に対して別途、市が定める様式による行政財産目的外使用許可申請書を提出するものとする。また、事業者が行政財産目的外使用許可の内容に違反したときは、行政財産目的外使用許可を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復し返還すること。

(3) 設備認定及び系統連系手続き等

平成27年度内に、経済産業大臣の設備認定を取得し、かつ、電気事業者が接続契約の申込書類を受領すること。

(4) 工事着手前の協議

市と工事日程や施工方法を協議し、設備の仕様等の詳細を示した設計資料及び工程表を市に提出し、施工許可を得たうえで設置工事に着手すること。

#### 14 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (4) 10審査方法等(2) 審査基準 イ提案審査の表下、備考に記載された失格要件に該当する場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 本要項に違反すると認められる場合

#### 15 留意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提案書類に係る著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業に係る場合に限り、市は提案書に記載されたデータを使用できるものとする。なお、提案書は返却しない。

(3) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 1提案者の複数提案の禁止

1提案者は、1施設につき1つの提案しか行うことができない。

(5) 複数の提案者の構成員となることの禁止

1 提案者の構成員は、他の提案者の構成員となることはできない。

(6) 構成員の変更の禁止

提案者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市がこれを認めたときは、この限りでない。

(7) 提出書類の変更禁止

原則として、提出書類の変更はできない。なお、事務局は、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 個人情報の収集及び提供

事業者が吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを確認するため、市は、事業者から提出のあった役員名簿等を大阪府警察本部に提供する。

16 担当窓口

本事業の提案募集に係る事務局 吹田市環境部 環境政策室

郵便番号 564-8550

住 所 吹田市泉町1-3-40 (吹田市役所高層棟2階)

電 話 06-6384-1782 F A X 06-6368-9900